

## 救急感染防止衣賃貸借に係る競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 佐賀中部広域連合が発注する救急感染防止衣賃貸借（以下「賃貸借」という。）の契約の締結については、透明性、競争性及び公正性を確保するために、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(入札方法)

第2条 賃貸借に係る受注者の決定は、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）により決定するものとする。

(公告及び公表)

第3条 広域連合長は、賃貸借に関し地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び佐賀中部広域連合財務規則（平成11年佐賀中部広域連合規則第12号）第83条に定める内容について公告するものとする。

2 前項の規定による公告は、佐賀中部広域連合の掲示場に掲示することにより行う。

3 第1項の規定による公告に定める内容について、佐賀広域消防局及び構成市町のホームページに公表する。

(一般競争入札参加資格)

第4条 賃貸借の入札に参加できる者は、次に掲げる事項について公告に定められた要件を全て満たす者とする。

(1) 佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町における令和7年度入札参加資格者名簿に登録がある者

(2) 同一の案件に係る他の入札参加申請者と一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

2 次に掲げる者は、一般競争入札に参加することができない。

(1) 令第167条の4第2項に規定する者

(2) 公告の日から開札の日までの間に、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けている者

ア 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む）、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町による指名停止等の措置

イ 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市（佐賀市上下水道局を含む）、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者及びこれに準じる者として、物品調達から排除要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると広域連合長が認める者

- (4) 経営状態が著しく不健全であると広域連合長が認める者
- (5) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど受注者として不相当であると広域連合長が認める者
- (6) その他資格審査において不相当であると広域連合長が認める者  
(入札参加申請)

第5条 入札参加を希望する者は、入札参加申請（以下「申請」という。）を行わなければならない。

（申請）

第6条 申請は、第3項に定める提出書類等を送付することにより行わなければならない。この場合において、3(1)から(3)に掲げる提出書類等を郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）、3(4)に掲げるサンプル品については任意の方法で送付すること。なお、直接持参による提出は認めない。

2 提出書類等の提出期限及び提出先は、公告で定める。

3 申請に必要な提出書類等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加申請書（別記様式）
- (2) 資本的関係・人的関係調査票
- (3) 救急感染防止衣表生地製造メーカーからの「品質証明書」
- (4) 仕様書に適合する救急感染防止衣のサンプル

4 入札参加を希望する者は、申請を行うに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加申請書には、必要事項を記入すること。
- (2) 提出書類は、件名と会社名を記載した封筒に入れること。

（入札及び開札）

第7条 入札を行う日時及び場所は、公告で定める。

2 入札書には、入札金額、日付、会社所在地、会社名及び代表者氏名を記入し、使用印鑑として佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町に届出をした印鑑を押印すること。入札書の日付は、入札の日を記入すること。

3 入札書の入札金額は、仕様書に定める救急感染防止衣の1か月あたり1組（2着）の単価を記載すること。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札金額に100分の110を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときは、この端数を切り捨てた額）が予定価格に満たなかった場合、入札を複

数回行い、なお、不調の場合は最低価格を入札した業者と協議を行うことがある。

5 入札当日、都合により代理人が出席する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名及び押印をすること。無き場合は失格とする。

(仕様書等の交付方法及び期間)

第8条 入札参加申込者に対する賃貸借の仕様書等（以下「仕様書等」という。）の方法及び交付期間は、公告で定める。

(仕様書に対する質問及び回答)

第9条 仕様書に対する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 仕様書に対する質問は、公告に定める質問期限までに公告で定める質問先においてメールで受け付ける。

(2) 前項の質問に対する回答は、公告で定める回答方法により行うものとする。

(入札参加資格の確認等)

第10条 入札参加申請者のうち入札に参加する資格のない者への連絡は、公告で定める期限までに電話により行う。

2 入札参加申請者のうち入札参加資格のある者への連絡は行わない。

(入札保証金)

第11条 入札保証金は、免除とする。

(予定価格)

第12条 予定価格は、非公表とする。

(入札の無効)

第13条 入札を無効とする事項は、公告に記載する。

(入札の中止)

第14条 次のいずれかに該当するときは、入札を中止する。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ったと認めるとき。

(2) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

(3) 物品の変更ほかその他必要があると認めるとき。

(落札者の決定)

第15条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。

2 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、入札当日にくじにより落札者を決定する。

(落札者の決定の取消し)

第16条 落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は

当要件に基づき、佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀中部広域連合は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 贈賄、独占禁止法違反、競争入札妨害又は談合に係る要件

(2) 暴力団との関係に係る要件

(契約保証金)

第17条 契約保証金は、入札金額に仕様書で定める数量及び期間を乗じて得た金額の100分の10（契約金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7）以上の金額とする。ただし、佐賀中部広域連合財務規則第103条第2項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は、全部を免除し、又は一部を減額する。

(入札結果の公表)

第18条

本件名、入札経過、落札業者名について、落札決定の日から佐賀中部広域連合において、閲覧に供する。

(その他)

第19条 提出書類についての説明会は、実施しない。

2 広域連合長は、提出書類について、特に必要があると認めたときは、説明を求めることができるものとする。

3 提出書類の作成に要する費用は、参加申込者の負担とし、提出後の提出書類は返却しない。この場合において、広域連合長は、当該提出書類の公表及び無断使用は行わないものとする。

4 入札参加を希望する者及び入札参加申請者は、仕様書等を熟知するとともに、入札実施要領を遵守しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月17日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、令和7年6月17日に公告を行う救急感染防止衣賃貸借の条件付一般競争入札に限り適用する。